

『一般社団法人日本てんかん学会 UCB てんかん助成金』取扱要領

1. 『一般社団法人日本てんかん学会 UCB てんかん助成金』申請者（以下、申請者という）は、『一般社団法人日本てんかん学会 UCB てんかん助成金』取扱要領に基づき授与された助成金（以下、本助成金、という）を適切に管理し、本助成金による研究に対してすべての責任を負うものとする。
2. 本助成金による研究を発表する場合には、「一般社団法人日本てんかん学会 UCB てんかん助成金による研究助成である」旨を明記し、本助成金によるものであることを明示すること。
3. 申請者は、本助成金によって直接的か間接的を問わず、特定の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売促進を行ってはならず、また、製品等の販売促進活動と本助成金に関連付けられることがないようにする。
4. 申請者は、本助成金による研究の実施に関して適用される、規制当局からの指導、学会等が定める認定基準や倫理基準を遵守しなければならない。また、個人情報保護の観点等から「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」、「疫学研究に関する倫理指針」及び「臨床研究に関する倫理指針」を遵守し、個人情報の保護に関する法律（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を含む）を遵守しなければならない。
5. 申請者は、本助成金を自ら運営管理するために必要かつ適切なシステムと資源（人的資源を含む）を有し、給付される褒賞金の管理、運用状況の把握、ならびに支出のプロセスに関する文書記録が監査に対応可能な状態で維持管理しなければならない。本助成金の管理、運営に関し必ず収支簿を備え、自己資金と混同しないよう注意を払わなければならない。
6. 本助成金は、研究計画書に従い、当該研究のためにのみに使用するものとする。
7. 申請者は、本助成金による研究に関連する支出であっても、施設等の建築（増改築を含む）、恒常的に使用する取得価格 30 万円以上かつ耐用年数 1 年以上の什器備品、申請者が雇用する常勤または非常勤の人件費に本助成金を使用してはならない。
8. 申請者は、本助成金による研究に関連する支出であっても、研究打ち合わせに参加する者の会食費、懇親会費として本助成金を使用してはならない。
9. 本助成金の使途は、以下に規定する調査研究費（以下、本件調査研究費という）のみとし、「人件費」には支出できないものとする。
 - 1) 備品費
本助成金対象の研究に必要不可欠な研究機器等と判断できる物品であり、その性質上、原型のまま比較

的長期の反復使用に耐えうるものは、本件調査研究費の対象となる備品とする。恒常的に使用する取得価格30万円以上かつ耐用年数1年以上の什器備品は購入できない。また、研究機関等で通常備えるべきものであり、調査研究費以外から支出すべき備品（机、椅子、会議セット等）の購入は認めない。

※研究上の必要性が確認できれば、パソコン・スキャナ・プリンター等のOA機器の購入は妨げない。

2) 消耗品費

物品の性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適さないもので、次のような消耗品は本件調査研究費の対象とする。なお、購入にあたっては、使用目的を勘案した上で最も安価なものを選択すること。

- ・研究用の消耗機材、薬品、試薬、実験動物、動物飼料
- ・各種フィルム、コンピューターソフト
- ・雑誌、論文別刷・パンフレット等
- ・各種事務用紙、文房具

3) 通信運搬費

郵便料、切手代、はがき、運送料（宅配便等）。

4) 雑役務費

- ・コピー料、タイプ料。
- ・翻訳料、鑑定料
- ・文献検索料、コンピュータ使用料、データベース入力料。
- ・送金（振込）手数料、収入印紙代、掲載料（投稿料）、加工手数料等。
- ・「てんかん研究」のカラーページ料金

5) 諸謝金

謝金は、ある特定の用務の提供に対して継続的な雇用関係がない者に謝礼として支払うものであり、共同研究者には支給できない（本件調査研究費の対象外とする）。

- ・研究資料及び調査資料の作成、解析研究に必要な用務を依頼する場合
- ・謝金受領者は、所得税法に定める確定所得申告を行う必要がある
- ・各所属機関に定められている謝金単価を用いること。

6) 旅費

原則、公共交通機関を利用し証拠書類として領収書および指定席券等の原本を提出すること。学術集会参加のための旅費には使用できない。

10. 予定

研究を終了した翌年の日本てんかん学会学術集会において成果報告を行い、また、成果報告は学会誌「てんかん研究」へも掲載される。

研究を終了した、その年の4月30日までに証拠書類を添えて会計報告を行なう。

11. 本助成金を本助成金による研究に使用した後に残った額または使用しなかった場合の本助成金全額(以下「未使用助成金」という)につき、一般社団法人日本てんかん学会は上記10の会計報告の結果を踏まえ、助成金交付の一部または全部を取り消し、未使用助成金の返還を請求することができる。申請者は本助成金の返還請求を受けた場合、30日以内に返還しなければならない。

12. 一般社団法人日本てんかん学会は、申請者に次の重大な違反があった場合、助成金交付の一部または全部を取り消すことができ、申請者への通知を以て、本助成金の返還を求めることができる。その場合、申請者は給付を受けた本助成金の全額を通知後30日以内に一般社団法人日本てんかん学会に返還しなければならない。

- ① 本助成金による研究が研究計画書から逸脱して実施された場合
- ② 本取扱要領に定める本助成金の不正な使用
- ③ 上記10に定める研究報告、会計報告書に関する、虚偽の記載、不提出、著しい提出遅延、再提出の拒否、監査の拒否

13. 申請者は本助成金のうち以下の各号に該当するものは、当該金額を一般社団法人日本てんかん学会に対して返還しなければならない。

- ① 助成期間中に未使用のもの
- ② 本取扱要領に定める本件調査研究費以外に使用したもの
- ③ 研究計画書に記載の用途以外で使用したもの（ただし事前に一般社団法人日本てんかん学会が認めたものは除く）
- ④ 何らかの理由により当該研究が中止となった場合の、中止された日時点での本助成金の未使用分
- ⑤ 遊興費

14. 取得物品の取り扱いについて

1) 本助成金によって取得した物品は、申請者の「善良な管理者の注意」をもって適切に管理しなければならない。なお、研究終了後は他の類似する研究に用いることを妨げない。

以上